

消費者行政に関する意思表示

高齢化やライフスタイルの多様化、情報化の進展などを背景として、消費者のニーズが変化・多様化することに伴い、消費生活においても様々な商品やサービスが生まれています。このように選択肢が増え豊かになる一方で、消費者と事業者とのトラブルも複雑かつ多様化しています。

さらに、消費者を狙う詐欺手口は年々、巧妙化しており、振り込め詐欺や悪質商法に関する相談も後を絶ちません。

そのため、本市では、平成22年9月から糸島市消費生活センターを開設し、専門相談員が消費者相談に対応しています。また、消費者一人ひとりが被害を回避する力を身に付ける必要があることから、広報いとしまや出前講座などにおいて、積極的に情報発信や啓発事業を実施しています。

今後も、市民の安全・安心を確保するために、継続的に消費者行政の一層の充実に努めてまいります。

市民の皆様には、日頃より消費生活センターから発信する情報に注意していただきますとともに、消費者被害の未然防止に向けた地域での見守り活動など、更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成29年2月1日

糸島市長 月形 祐二